

令和 8 年度綾町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

綾町は、宮崎県のほぼ中心部で宮崎市の西北方約 23km に位置し、気象は平均気温 16.8℃、年間降水量 2,373mm、日照時間 2,099 時間となっており温暖多雨の気候である。総面積が 9,519ha で、その 80% は山林原野で占められている。耕地面積は 684ha で、農業の主体は畜産、野菜（施設園芸）果樹であり、水稲と畜産、施設園芸等を組み合わせた複合経営が展開されており、きゅうりの栽培技術、品質においては全国レベルの取り組みが形成されている。

また、水田 331ha、畑 316ha、樹園地 81ha のうち土地基盤整備が約 70% をこえる生産基盤に立脚し、温暖、多雨、多照な気候風土を活用した農業である。このため、本町の農業は複合経営による団地型農業を特性として位置付け、生産基盤が整った水田では生産性の高い作物の選択を図るなど、水田の高度利用が望まれる。綾町の農業としては、農協と町が一体となった他地域にはない特色ある政策を行っているが、生産者の多くは高齢化が進み、担い手の確保に苦労している。特に、主食用米に関しては、今後増える見込みはなく、加工米及び飼料作物又は、一般作物への変換が予想される。

綾町の将来を考えると、若手農家をどう育てるかが課題であり、同時に高齢になっても続けられる農業の確立も必要になると考えられる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針

温暖な気候を利用して施設、露地で栽培されており、市場での評価が高いものを得ている。このようなことから、これまでと同様、産地交付金を活用し、園芸作物等への支援を行いながら今後、作付面積の維持・拡大を図る。特に振興作物であるきゅうりについては、作付け体系が定着しているため畑化地の推進を図る。令和 7 年度の 23.351ha から令和 8 年度には 23.696ha へと大きな差異は見られないが、引き続き産地交付金を活用し支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稲（水張り）を組み入れない作付け体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている。水田がないか、今後も水稲作りに活用される見込みがないか等を確認し、該当地があった場合は、県と情報共有しながら畑地化の検討をしていく。特に振興作物である施設きゅうりにおいては、定着が見られるため、畑化地の推進を図っていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用水稲については、消費は一貫して減少傾向にある。また、早期米においては他産地も早進化が進み、低温貯蔵の定着、新米志向の薄れなどにより早期出荷のメリットがなくなりつつあり、普通期米についても県内外への販売促進を図っているが、販売環境は厳しい状況である。このため、需要に応じた「商品価値の高い売れる米作り」を基本に、食味、品質の一層の向上や需要動向に応じた新品種の導入、特別栽培米等多様な米作りを推進するとともに、担い手への集積を行い、低コスト化に取り組んでいく。

販売については、経済連と連携して取り組むとともに、新たな販売ルートの書いた開拓も視野入れ、安定的な出荷販売体制を構築していく。

また、「安全、安心」の消費者ニーズに対応するため、栽培履歴の記帳、確認体制を確立し、トレーサビリティシステムを構築する。

(2) 非食用米

エ WCS 用稲

畜産農家を中心に自給粗飼料の確保の観点から、作付が拡大しつつある。

今後も、生産性の高い畜産経営に努め、経営コストの削減を図るため産地交付金において直播栽培への支援を行い、WCS 用稲の作付面積を令和 7 年度の実績の 113.243ha から令和 8 年には 113.231ha へ設定し、減少を抑えるべく推進を図る。

オ 加工用米

地域内の認定生産方針作成者において取組が行われている。焼酎用の米については県内の実需者（雲海酒造）、産地交付金における宮崎県認定の支援を行い、令和 8 年度には加工用米の作付面積を 1.317ha と現状に沿った設定をし、減少を抑えるべく推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は適正管理の徹底や共同調製による品質向上を図り、作付面積の維持を図る。

飼料作物は、畜産農家の大半が水稻、野菜等の耕種部門との複合経営であり、一部の畜産農家では水田を利用し、年間を通して青刈りソルゴーやイタリアンライグラスなどの飼料作物を栽培している。今後も、通年栽培を行うことで生産性の高い畜産経営に努め、経営コストの削減と、飼料作物の作付面積を令和 8 年度には 88.806ha と設定し、減少を抑えるべく推進する。

(4) そば、なたね

産地交付金及び畑作物の直接支払交付金を有効に活用し、需要者との結びつきの強化、排水対策、良品質作物の安定供給を引き続き図る。

(5) 地力増進作物

本町憲章の一つである「自然生態系を生かして育てる町にしよう」を軸に、化学肥料や農薬をできるだけ使用しない土づくりを約 35 年間実施してきた。生産者への認知は十分であるが、新たに取り組む生産者への支援を充実させ、作物のすき込み後は、高収益作物等の推進を図る。具体的な助成対象品目は、セสบニア、ヘアリーベッチ、ソルガム、チャガラシ、エンバク、ライコムギ、スーダングラス、イタリアンライグラス、テフグラス、ベントグラス、センチピードグラス、ナギナタガヤ、レンゲ、クリムソクローバー、クロタリリア、ダイカンドラ、ヒマワリ、ハゼリソウ、シロガラシ、ヒエ、ギニアグラス、アニュアルライグラス、バヒアグラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、シロクローバー、マリーゴールドとする。

(6) 高収益作物

① きゅうり

産地として確立されており、更に品質の向上や「安心、安全」の消費者ニーズに対応した栽培方法を推進していく。施設きゅうりにおいては、定着が進んでいるため、畑地化の推進を図る。

② 地域振興作物

除草剤を使用しない「自然生態系農業」に取り組み、更なる安心・安全な生産に努めるとともに、産地交付金を活用しながら、需要に応じた品目の作物を行う。定着が進んでいる場所においては畑地化を推進していくため、令和7年度の作付面積約12.061haから令和8年度には12haへと維持推進を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
-----------------------	---	------------------------

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	100.3537	0	106.561	0	84	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	1.6	0
米粉用米	1.085	0	1.085	0	2.6	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	113.243	0	113.231	0	122.5	0
加工用米	0	1.317	0	1.317	2.6	1.5
麦	0.331	1.773	0.331	1.773	0.9	0.5
大豆	0.04	0	0.04	0	0.1	0
飼料作物	88.244	84.659	88.806	84.694	110	110
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0.1
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0.05	0
高収益作物	36.061	0	31.259	0	38.6	0
・野菜	35.961	0	31.159	0	38	0
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0.1	0	0.1	0	0.6	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	6.353	0	6.063	0	70	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績） 【令和7年度】	目標値 【令和8年度】
1	きゅうり	地域重点作物助成 （基幹）	作付面積	17.679ha	25.5ha
2	加工用米・米粉用米	加工用米・米粉用米生 産性向上加算（基 幹・二毛作）	加工用米（焼酎用）取 組面積	1.317ha	2.6hs
			米粉用取組面積	1.085ha	2.6ha
			単収向上（10a当）	468kg	474kg
3	地域振興作物	地域振興作物助成（基 幹）	作付面積	12.061ha	12ha
			直売所売上	182百万円	167百万円
4	そば・なたね	そば・なたね助成（基 幹）	作付面積	0ha	0.1ha
5	地域増進作物 （別紙のとおり）	地力増進作物助成	作付面積	0ha	1ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

協議会名:綾町地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域重点作物助成(基幹)	1	20,000	きゅうり	対象作物の作付面積に応じた支援
2	加工用米・米粉用米生産性向上加算(基幹)	1	16,000	加工用米、米粉用米	加工用米及び米粉用米を利用する県内の実需者へ原料として供給。
2	加工用米・米粉用米生産性向上加算(二毛作)	2	16,000	加工用米、加工用米	加工用米及び米粉用米を利用する県内の実需者へ原料として供給
3	地域振興作物助成(基幹)	1	16,000	地域振興作物(別紙のとおり)	対象作物の作付面積に応じた支援
4	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば、なたね	種前契約書の写し・自家加工販売計画書を提出
5	地力増進作物助成	1	20,000	地力増進作物(別紙のとおり)	対象作物を作付けし、農業生産の基盤となる土づくりを実施する

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

綾町地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
綾町地域農業再生協議会	6,140,000	6,140,000		6,103,600

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

6,140,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	地域重点作物助成(基幹)	1	20,000											1,831					1,831	3,662,000	
2	加工用米・米粉用米生産性向上加算(基幹)	1	16,000				109												109	174,400	
2	加工用米・米粉用米生産性向上加算(二毛作)	2	16,000							132									132	211,200	
3	地域振興作物助成(基幹)	1	16,000											1,285					1,285	2,056,000	
4	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000																		
5	地力増進作物助成(基幹)	1	20,000																0	0	
合計(基幹)※4			実面積				109							3,116					3,224	6,103,600	
合計(二毛作)※4			実面積							132									132		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

以下の優先順位により増額調整を行うこととする。

なお増額調整については優先順位①→②→③→①(以下同様)により、単価を1,000円単位で増額する。

なお、上限に達した作物(使途名)が生じた場合は、優先順位より除く。

優先順位

①整理番号1・・・単価20,000円/10a 上限単価23,000円/10a

②整理番号3・・・単価16,000円/10a 上限単価21,000円/10a

③整理番号2・・・単価16,000円/10a 上限単価20,000円/10a

なお、県内での各配分枠の調整・再配分が行われた場合は再配分後の交付金枠により算定を行う。

5. 所要が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超過した場合は、次の順により単価調整を行う。

なお減額調整については優先順位①→②→③→①(以下同様)により、単価を1,000円単位で減額する。

なお、下限に達した作物(使途名)が生じた場合は、優先順位より除く。

優先順位

①整理番号1・・・単価20,000円/10a 上限単価15,000円/10a

②整理番号3・・・単価16,000円/10a 上限単価14,000円/10a

③整理番号2・・・単価16,000円/10a 上限単価13,000円/10a

なお、県内での各配分枠の調整・再配分が行われた場合は再配分後の交付金枠により算定を行う。

6. 高収益作物について

該当作物なし。

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	綾町地域農業再生協議会			整理番号	1	
使途名	地域重点作物助成（基幹）					
対象作物	きゅうり					
単 価	20,000円／10a（上限単価23,000円／10a）					
課 題	きゅうりについては、農家の安定した収入作物であり、本町で最も代表的な作物である。知名度が高いものの、高齢化及び担い手不足により生産面積の減少が懸念されている。そのため、既存の施設においては炭酸ガス発生装置による光合成促進、天敵導入による病害虫駆除などを推進し生産者の所得向上に繋げる必要がある一方、産地形成・ブランド化を図るために作付面積の増加を推進する。また、定着している施設きゅうりにおいては、畑地化への推進を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積（ha）	目標	30	25.5	25.5	25.5
		実績	25.4	19.9	17.6	—
内 容	販売を目的とした上記対象作物（高収益作物）の作付けを支援する。					
具体的要件	○交付対象者 経営所得安定対策加入者のうち、販売目的で対象作物を送付する農業者 ○交付対象農地 ・経営所得安定対策等実施要綱（別紙1）の交付対象水田 ○その他要件 ・同一水田においては1年1作物の助成とする。 ・本メニューは原則令和10年までの支援とする。					
取組の 確認方法	○交付対象者 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認。 ・出荷・販売したことが確認できる伝票等で確認 ○交付対象農地 ・農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて確認する事を基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行う。					
成果等の 確認方法	令和8年12月までに支払い対象面積を集計。					
備考	・助成面積については、対象水田を一筆ごとに㎡単位で合計し、その1未満を切り捨てとする					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	綾町農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	加工用米・米粉用米生産性向上加算（基幹・二毛作）					
対象作物	加工用米・米粉用米					
単 価	16,000円/10a（上限単価 20,000円/10a）					
課 題	本町は、焼酎製造が盛んな県内の中でも有数の焼酎生産町であり、地元の焼酎メーカーが県内産加工用米の安定供給を求めている。今後も生産性向上や、効率的な生産体制の確立を推進するとともに、確実な県内実需への供給を支援する必要がある。 また、米粉用米については本町で6次産業化に取り組んでいる企業が米粉パンを製造しているためその需要に応えるため生産する。町全体で自然生態系農業（有機農業）に取り組んでいることも単収が上がらない要因ではあるが、今後も農家の収益増加のためにも単収増を目指す必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	加工用米（焼酎用） 取組面積（ha）	目標	3	2.4	2.5	2.6
		実績	2.6	2.4	1.3	—
	米粉用米取組面積 （ha）	目標	2.9	2.4	2.5	2.6
		実績	2.6	1.4	1.1	—
	単収（kg/10a）	目標	473	473.2	473.5	474
実績		465	465	468	—	
内 容	加工用米・米粉用米の生産性向上に向けた取組に対して助成する。 県内の大規模な需要に良品質米を安定的に供給するために、生産性向上の取組に対して主食用米と同等の所得確保ができるように助成を厚くし、作付を推進する。					
具体的要件	○交付対象者 ・経営所得安定対策加入者のうち、販売目的で対象作物を作付する農業者。 ・自家利用し、対象作物を原材料とした製品の販売目的で作付けする農業者。 ○交付対象農地 ・経営所得安定対策実施要綱（別紙1）の交付対象水田。 ・加工用米又は米粉用米作付水田 ○要件等 ・加工用米及び米粉用米を利用する県内の実需者へ原料として供給。 ・低コスト・高品質化技術（別紙1）を3ポイント以上実施。 ○交付対象面積 ・加工用米、米粉用米の交付対象面積。 ・同一圃場において、対象作物が2回以上作付された場合は1回限りの交付とする。 ○その他要件 ・本メニューは原則令和10年までの支援とする。					
取組の 確認方法	○交付対象者 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認。 ・出荷・販売したことが確認できる伝票等で確認。 ○交付対象農地 ・農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて確認する事を基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行う。 ○要件等 ・県内の実需者への供給については、集荷団体と県内実需者との契約書で確認する。 ・低コスト・高品質化技術の取組は、購入伝票及び作業日誌で確認する。 ○交付対象面積 ・営農計画書で確認する。					
成果等の 確認方法	令和8年12月までに支払い対象面積を集計。 単収については、県から提供を受ける市町村単収により確認。					
備考	・助成面積については、対象水田を1筆ごとに㎡単位で合計し、その1a未満を切り捨てとする。 ・助成金額については、1円未満は切り捨てとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

(別紙1)

加工用米・米粉用米の生産性向上の取組

1 加工用米等生産集団の組織化等

集荷業者または認定方針作成者単位等で持続性のある地域の加工用米生産集団を組織し、その構成員は、各地域における地域計画に位置づけられた、又は、今後位置づけられることが確実な農業者であること。
米粉用米の生産者は、各地域における人・農地プランに位置づけられた、又は、今後位置づけられることが確実な農業者であること。

または

2 低コスト・高品質化技術の実施

低コスト・高品質化の技術で3ポイント以上を実施。

No	技術名	ポイント	具体的内容
1	直播栽培	2	栽培基準に則した適正な生産・管理を行うこと。
2	疎植栽培	2	本県の疎植栽培の基準は次のとおり 早期地帯 20～22株/㎡ 普通期平地地帯 13～15株/㎡ 普通期山間部 15～17株/㎡ ※実施する栽植密度が上記の基準以下の場合でも、地域の基準単収並みの収量を確保することを証明できれば、技術要件を満たすこととする。
3	不耕起田植え技術	2	
4	高度施肥管理	2	「側条施肥」: 田植え作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術
		2	「たい肥の導入」: たい肥を投入し、たい肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行い、化学肥料の施肥量を地域の慣行基準から1割以上低減する技術(たい肥とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの)
5	多収品種の導入	1	「さきひかり」「夏の笑み」「まいひかり」「ミズホチカラ」「み系358」
6	実需者が推奨する品種	1	「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」「ミナミユタカ」「おてんとそだち」
7	共同施設・機械の稼働率向上の 低コスト化及び品質向上	1	田植機・収穫機の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	籾すり乾燥施設の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	無人ヘリコプターの導入による共同・一斉防除
8	農薬資材の効率的使用	1	田植え同時箱施薬機による箱施薬の省力化・効率化
9	立ち毛乾燥による籾水分の低減	1	成熟期から5日以上遅れた収穫により乾燥調整施設利用のコストを削減
10	主食用米との混入防止対策	1	主食用水稻との作業時期をずらし作業時間及び労力を分散化 播種、移植、収穫、加工管理において主食用水稻と区別した栽培を行い、混入防止対策を実施 また、栽培過程において専用機械の利用、施設機械の徹底した清掃を実施等
11	ケイ酸質資材の使用	2	土壌診断を行った結果によりケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。
		1	地域基準等で推奨される使用量でケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。(土壌診断による施与との重複カウントはしない)。

※ No9及び10について、主食用米との一括管理においては該当しない

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	綾町農業再生協議会				整理番号	3
使途名	地域振興作物助成(基幹)					
対象作物	地域振興作物 ※詳細は別紙のとおり					
単 価	16,000円/10a(上限単価 21,000円/10a)					
課 題	本地域は、主食用水稻後に飼料作物、WCS後に飼料作物の組み合わせが大半を占めるが、所得については、主食用水稻は飯米がほとんどであり、また、飼料作物は交付金に頼っている面が否めない。そこでベストミックスによる水田に作付けする品目の選定と栽培技術の確立が急務となっている。 また、本町の農産物販売所「手づくりほんものセンター」は、年間3億円（農産物が約4割）を超える売り上げを維持している。また、当センターは町内の宿泊施設等の仕入れ先でもあり、地産地消にも貢献している。本町有機農業の振興、当センターの来客数確保、更なる魅力向上には完売が見込める雑穀を含む少量多品目の生産は必須要件のひとつである。 このため、地域振興作物の少量多品目の生産を推進することにより、農家の収益増を図るとともに、同施設の売上げ減少にも歯止めをかける。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積(ha)	目標	11.0	11.2	11.5	12.0
		実績	9.8	11.9	12.1	—
	直売所売上(農産物のみ)	目標	165百万円	165百万円	166百万円	167百万円
実績		151百万円	142百万円	182百万円	—	
内 容	対象作物の作物面積に応じて助成を行い、水田の有効活用を図る。					
具体的要件	○助成対象者 経営所得安定対策加入者のうち、販売目的で対象作物を作付する農業者。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱（別紙1）の交付対象水田。 ○要件等 ・同一水田においては1年1作物の助成とする。 ・高収益作物以外の作物については、排水対策の導入や、ほ場条件の改善に取り組むこととする。 ○その他 ・別紙に定める対象作物以外であっても、地域協議会長が必要と認めるときは交付対象とする。 ・本メニューは原則令和10年までの支援とする。					
取組の 確認方法	○交付対象者 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認。 ・出荷・販売したことが確認できる伝票等で確認。 ○交付対象農地 ・農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて確認する事を基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行う。					
成果等の 確認方法	令和8年12月までに支払い対象面積を集計。 直売所売り上げは「手づくりほんものセンター」提供資料により確認する。					
備考	・助成面積については、対象水田を1筆ごとに㎡単位で合計し、その1a未満を切り捨てとする。 ・助成金額については、1円未満は切り捨てとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	綾町農業再生協議会				整理番号	4
使途名	そば・なたね助成（基幹）					
対象作物	そば・なたね					
単 価	20,000円/10a					
課 題	麦・大豆に代わる省力化作物として、そば、なたねの作付拡大を図っているが、令和4年度の作付実績はそばの1圃場のみであり、品質が出荷できるものでなかったため、実績なしとなった、播種前契約等による確実な販売を前提とした安定した取組を推進する必要がある。また、なたねについては、本取組を継続的に推進することで、作付面積を確保できるよう取り組む。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (ha)	目標	0.1	0.1	0.1	0.1
		実績	0	0	0	-
内 容	交付対象水田に作付けされた、そば・なたね（播種前契約等を締結したもの）に対し、助成を行う。					
具体的要件	○助成対象者：販売・自家加工販売の目的で、そば・なたねのは種前契約等を締結し、生産した販売農家、集落営農とする。 ○助成対象水田：経営所得安定対策実施要綱別紙1 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する水田とする。 ○交付要件：そば・なたねのは種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。 ①そば・なたねのは種前契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・は種前契約書の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ③追加配分枠（そば・なたね）を活用するため、追加配分枠の通知後に提出されたは種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書等は交付対象外とする（追加配分枠の再追加は不可能のため） ④追加配分対象面積より作付面積が少ない場合、作付面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書を提出させ理由を確認する。 ⑤追加配分対象面積を作付面積が超過した場合は、他の追加配分枠を流用して交付する。それでもなお不足する場合は単価を減額調整して交付する。 ○その他要件 ・生産性向上の取組として、排水対策を実施すること。 ・本メニューは原則令和10年までの支援とする。					
取組の確認方法	○交付対象者 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認。 ・出荷・販売したことが確認できる伝票等で確認。 ○交付対象農地 ・農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて確認する事を基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行う。					
成果等の確認方法	・当該取組（播種前契約等によるそば・なたねの作付）の面積を集計し確認する。					
備考	追加配分のうち地域の取組に応じた配分を活用。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	綾町農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	地力増進作物助成（基幹）					
対象作物	地力増進作物 ※詳細は別紙のとおり					
単 価	20,000円/10a					
課 題	本町は、「自然生態系を生かして育てる町にしよう」を綾町憲章の一つに掲げており、化学肥料や農薬をできるだけ使用せず土作りを基本とした環境保全型農業を推進している。1988年（昭和63年）に全国初となる「自然生態系農業の推進に関する条例」の制定、学識経験者・生産者・消費者の関係機関の代表から構成される「自然生態系農業審議会」が作成した独自の認証基準を作成し、全国初の認証制度を設けている。 制定してから約35年になるが、生産者の努力等々もあり、有機農産物については全国的に注目されている存在にある。今後も自然の摂理を尊重し、自然生態系を有効に生かした農業を図るためにも、実施が実現できていない生産者に取り組んでもらう必要がある。また、水田の地力を保つためにも、ブロックローテーション等の作付け転換を積極的に行うことが必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (ha)	目標	1	1	1	1
		実績	0.03	0	0	-
内 容	対象作物の交付対象面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	○助成対象者 経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱（別紙1）の交付対象水田。 ○要件等 ・別紙に定める対象作物であり、農業生産の基盤となる土づくりを行う。 ○交付対象面積 ・交付対象面積は以下①②のうちいずれか小さいほうの面積とする ①水稲作付面積（旧水田リノベーション事業の対象米穀（新市場開拓用米・加工用米）を除く）の前年度からの減少分。 ②地力増進作物面積の前年度からの増加分。 ※同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。 ※旧水田リノベーション事業の対象米穀（新市場開拓用米、加工用米）を除く					
取組の 確認方法	○交付対象者 ・経営所得安定対策等交付金交付申請者及び営農計画書において、対象作物の産地交付金助成対象者であることで確認する。 ○交付対象農地 ・対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。 ○要件等 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。 ・購入伝票、作業日誌等により確認する。 ○交付対象面積 ・営農計画書で確認する。					
成果等の 確認方法	・当該取組の面積を集計し確認する。					
備考	・助成面積については、対象水田を1筆ごとに㎡単位で合計し、その1a未満を切り捨てとする。 ・助成金額については、1円未満は切り捨てとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

綾町農業再生協議会地力増進作物一覧

整理番号	作物名	土づくり	審査基準
5	セสบニア、ヘアリーベッチ、ソルガム、チャガラシ、エンバク、ライムギ、ライコムギ、スーダングラス、イタリアンライグラス、テフグラス、ベントグラス、センチピードグラス、ナギナタグヤ、レンゲ、クリムソンクローバ、クロタリア、ダイカンドラ、ヒマワリ、ハゼリソウ、シロガラシ、ヒエ、ギニアグラス、アニュアルライグラス、バヒアグラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、シロクローバ、マリーゴールド	対象作物を作付けし、緑肥のすき込みにより、土壌への有機物供給・土壌条件の改善を行う。	対象作物の作付けと、適正なすき込みにより土づくりができた者。もしくは綾町で定める自然生態系農産物の総合認定区分基準のC以上に該当するもの。 ※地力増進作物の作付け後、2年以内に高収益作物等の作付けにより水田の活用を実施すること。